

商工会の共済制度

**Info
mation**

商工貯蓄共済制度

この制度は「貯蓄」「融資」「保険」の3つの特色を組み合わせた県内の中小企業者（家族・従業員を含む）のための制度であります。

1つの掛金で3つの備え



貯蓄 知らず知らずのうちに **融資** 簡単に低利です **保険** 万一の場合は

●貯蓄

月々僅かな（1口2,000円、2,500円）掛金で、自己資本が高まり市中銀行一年定期預金利率の複利計算で満期時に返還されます。

加入期間 10年・5年

●融資のあっせん

加入後1年を経ちますと規程に基づき貯蓄積立金の4倍、最高1,000万円（法人1,500万）まで簡単な手続きで低利な融資のあっせんがうけられます。

●死亡共済金、高度障害給付金

被共済者に万一の場合、1口25万円～200万円の死亡共済金又は高度障害給付金が受けられます。

医療保障特約型が誕生しました

病気やケガなどで入院・手術のときは…

**入院・手術
給付金**

入院や手術がなかったときは…

**無事故
給付金**

病気やケガなどで所定の障害状態になったときは…

**保険料の
払込は不要**

貯蓄共済にプラスの補償でトータルな補償を実現！

あんしん

病気やケガで入院の時は1泊2日から、日額10,000円の入院給付金が受け取れます。

楽しみ

入院や手術がなかった時は5年毎に10万円の無事故給付金が受け取れます。

かんたん

告知扱いにつきご加入手続きは簡単です。
（体況上、通算上の理由で診査等が必要な場合があります。）

商工貯蓄共済医療保障特約型の保障内容（※ご加入例：10年満期 基本入院給付金日額10,000円の場合）

お支払事由		給付内容
入院 〔災害・疾病 入院給付金〕	疾病で2日以上継続して入院されたとき	1日あたり／10,000円 ●1入院の支払限度日数：120日 （基本入院給付金日額） ●通算支払限度日数：1,095日
	不慮の事故による傷害で事故の日から180日以内に2日以上継続して入院されたとき	
手術 （手術給付金）	病気やケガで所定の手術を受けられたとき または骨髓幹細胞移植を目的とした骨髓幹細胞採取手術を受けられたとき	手術1回につき、手術の種類により40万円・20万円・10万円 （基本入院給付金日額の40倍・20倍・10倍） ※ただし、骨髓幹細胞採取手術の場合は、保障期間を通じて1回を限度とし、責任開始日から、その日を含めて1年を経過した日以後の手術に対してお支払します。
無事故給付金	①判定期間満了時に生存していること ②判定期間中に災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金のいずれもが一度も支払われなかったとき	10年満期：5年毎に10万円（合計20万円） （基本入院給付金日額の10倍）

※保障内容の詳細についてはジブラルタ生命の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

あなたも家族もまると守る！頼れる補償の

全国商工会会員福祉共済

大切な、商工会会員の皆さま、だからこそ加入できる特別な制度です！

共済期間

2010年11月1日午後4時から2011年11月1日午後4時まで

※お申し出のない場合は自動継続となります。

ご加入できる方

商工会の会員とその家族、会員の従業員とその家族、商工会・連合会の役職員とその家族であって健康な方が対象となります。

(「病氣」の補償および「がん」重点補償の場合、健康状態に関する告知義務あり。)

※ただし共済期間開始時点での満年齢が満6歳以上満80歳以下(シニア医療特約・「がん」重点補償プランでは満74歳以下)の方に限ります

「家族」とは…①配偶者、父母、子 ②同居かつ扶養している祖父母・兄弟姉妹・孫 ③配偶者の父母 をいいます。

中途加入

毎月1日午後4時の共済始期でご加入になれます。

掛金と共済金

平成22年11月以降 全国で順次発売予定
一部の商工会では取り扱わない場合があります

加入プラン	「けが」の補償					「病氣」の補償	
	傷害プラン 2,000円 コース	傷害プラン 3,000円 コース	傷害プラン 4,000円 コース	傷害ライト プラン*2	シニア傷害 プラン	医療特約	シニア 医療特約
加入年齢(注1)	満6歳~65歳*1 継続加入は 満74歳まで	満6歳~65歳*1 継続加入は 満74歳まで	満6歳~65歳*1 継続加入は 満74歳まで	満6歳~65歳 継続加入は 満74歳まで	満66歳~80歳 継続加入は 満85歳まで	満6歳~65歳*3 継続加入は 満80歳まで	満66歳~74歳 継続加入は 満80歳まで
月払掛金	2,000円	3,000円	4,000円	1,000円	2,000円	1,000円*4	1,000円*4
死亡 共済金	交通事故 1,000万円 不慮の事故 800万円 NEW 天災 400万円	交通事故 1,500万円 不慮の事故 1,200万円 NEW 天災 600万円	交通事故 2,000万円 不慮の事故 1,600万円 NEW 天災 800万円	交通事故 400万円 不慮の事故 300万円 NEW 天災 100万円	交通事故 700万円 不慮の事故 500万円 NEW 天災 100万円	「病氣」の補償のみ のご加入は できません	
後遺障 害 共済金	交通事故 1,000万円~ 10万円 不慮の事故 800万円~ 8万円 NEW 天災 400万円~ 4万円	交通事故 1,500万円~ 15万円 不慮の事故 1,200万円~ 12万円 NEW 天災 600万円~ 6万円	交通事故 2,000万円~ 20万円 不慮の事故 1,600万円~ 16万円 NEW 天災 800万円~ 8万円	交通事故 400万円~ 4万円 不慮の事故 300万円~ 3万円 NEW 天災 100万円~ 1万円	交通事故 700万円~ 7万円 不慮の事故 500万円~ 5万円 NEW 天災 100万円~ 1万円		
手術 共済金	交通事故 20・10・5万円 不慮の事故 10・5・2.5万円 NEW 天災 8,000円	交通事故 30・15・7.5万円 不慮の事故 15・7.5・3.75万円 NEW 天災 12,000円	交通事故 40・20・10万円 不慮の事故 20・10・5万円 NEW 天災 16,000円	交通事故 10・5・2.5万円 不慮の事故 5・2.5・1.25万円 NEW 天災 4,000円	交通事故 10・5・2.5万円 不慮の事故 5・2.5・1.25万円 NEW 天災 5,000円	「病氣」の補償のみ のご加入は できません	
入院 共済金 ※5	交通事故 (1日目~1,000日目) 4,000円 NEW 天災 (1日目~1,000日目) 4,000円	交通事故 (1日目~1,000日目) 6,000円 NEW 天災 (1日目~1,000日目) 6,000円	交通事故 (1日目~1,000日目) 8,000円 NEW 天災 (1日目~1,000日目) 8,000円	交通事故 (1日目~1,000日目) 2,000円 NEW 天災 (1日目~1,000日目) 2,000円	交通事故 (1日目~1,000日目) 5,000円 NEW 天災 (1日目~1,000日目) 2,500円		
通院 共済金	交通事故 (3日目~100日目) 1,500円 NEW 天災 (3日目~100日目) 1,500円	交通事故 (3日目~100日目) 2,250円 NEW 天災 (3日目~100日目) 2,250円	交通事故 (3日目~100日目) 3,000円 NEW 天災 (3日目~100日目) 3,000円	交通事故 (3日目~100日目) 750円 NEW 天災 (3日目~100日目) 750円	交通事故 (3日目~100日目) 750円 NEW 天災 (3日目~100日目) 750円	「病氣」の補償のみ のご加入は できません	
疾病入院見舞金※6	5万円	7.5万円	10万円	2.5万円	—		
疾病入院共済金						5,000円*7 (1日目~120日まで)	4,000円*7 (1日目~120日まで)
疾病手術共済金						20・10・5万円 (75歳以上は2,000円)	16・8・4万円 (75歳以上は2,000円)
NEW 先進医療共済金						305万円~5万円 (75歳以上は 122万円~2万円)	244万円~4万円 (75歳以上は 122万円~2万円)

「けが」の補償と併せて
「病氣」の補償を
ご確認ください



- (注1) 2010年11月1日時点での満年齢をいいます。
(注2) 手術の種類によっては日数の制限があったり、お支払いの対象とならない場合があります。
(注3) がんの診断確定は、病理組織学的所見によりなされることを要します。診断共済金の支払は被共済者(共済の対象となる方)ごとに共済期間(ご契約期間)を通じて1回に限り、また、2回目以降の診断共済金の支払は、それ以前の診断共済金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その旨を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。
- 継続加入であっても、共済開始日現在74歳となった場合はシニア傷害プランに自動的に移行します。
 - 傷害ライトプランのみのご加入はできません。
 - 継続加入であっても、共済開始日現在85歳となった場合はシニア医療特約に自動的に移行します。
 - 月給掛金1,000円に含まれる東京海上日動火災保険(株)の医療保険の保険料は200円です。
 - 6~12歳及び13歳以上30歳からの支給。
 - 疾病入院見舞金は毎年の共済期間開始日(11月1日)における年齢が65歳以下の被共済者の方が対象となります。

- ただし、見舞金の支払いは毎共済期間1回に限り、なお、一度支払いの対象となった疾病は、その後の各共済期間において2度と対象とはなりません。
- 疾病による入院共済金1日あたりの支給額のうち、東京海上日動火災保険(株)の医療保険が750円を補償します。上記表にかかわらず、先進医療の適用のための通院日数については、前表に定める日数を支払い限度とします(①骨折60日以内、②不全骨折40日以内、③制吐、絞扼、打撲30日以内)。
 - 月給掛金3,000円、月給掛金6,000円に含まれる東京海上日動火災保険(株)の医療保険の保険料は200円、がん保険の保険料は210円です。
 - 支給額のうち、東京海上日動火災保険(株)のがん保険・医療保険が下記の金額を補償します。がん診断共済金: 15万円、がん以外の病氣・けがの入院共済金: 750円、がん入院共済金: 1,500円。上記保険料は、団体割引30%、損害率による割引15%を適用した場合の保険料です。被保険者(保険の対象となる方)数によっては、保険料の引き上げまたは保険金額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。

医療共済制度

～家族特約付 新型医療保障保険（団体型）～

1. お申込コースと掛金

◎お申込コース

コース 給付金・保険金	本人・配偶者コース			こどもコース
	Aプラン	Bプラン	Cプラン	こどもプラン
入院給付金日額	1日につき 8,000 円	1日につき 7,000 円	1日につき 5,000 円	1日につき 3,000 円
死亡保険金額	10万円	10万円	10万円	10万円

◎月額掛金

コース 年齢	Aプラン	Bプラン	Cプラン	こどもプラン
15～19歳	797 円	713 円	545 円	519 円
20～24歳	1,044 円	929 円	699 円	
25～29歳	1,117 円	993 円	745 円	
30～34歳	1,238 円	1,099 円	821 円	
35～39歳	1,304 円	1,157 円	863 円	
40～44歳	1,574 円	1,394 円	1,034 円	
45～49歳	1,869 円	1,653 円	1,221 円	
50～54歳	2,290 円	2,023 円	1,489 円	
55～59歳	2,970 円	2,621 円	1,923 円	
60～64歳	3,812 円	3,363 円	2,465 円	
65～69歳	5,255 円	4,634 円	3,392 円	
(70～74歳)	7,652 円	6,747 円	4,937 円	
(75～79歳)	10,940 円	9,652 円	7,076 円	

※上記記載の「年齢」は、2011年2月1日時点の「保険年齢」です。（こどもコースを除く）「保険年齢」とは、1年未満の増数について、6ヶ月を超えるものは切上げ、6ヶ月以下のものは切り捨てて算出します。（例）50歳＝満49歳6ヶ月超満50歳6ヶ月以下

※上表における「70～74歳」、および「75～79歳」は、ご加入後、更新して継続される場合の掛金です。

※上記掛金には、1被保険者につき制度運営費100円が含まれています。

※上記掛金は本人コースの加入者数が700名以上999名以下の場合で計算しています。掛金は毎年の更新日におけるご加入者数により見直されますので、

次回更新日（2012年2月1日）以降、適用される掛金は変更される場合があります。

2. 加入資格と加入条件

◎本人コース

奈良県商工会連合会傘下商工会の会員とその従業員で、お申込日およびご加入日時点で、健康で正常に勤務しており、2011年2月1日現在、満14歳6ヶ月超満69歳6ヶ月以下の方がご加入できます。

なお、ご加入後、更新して継続される場合は、更新日現在、満79歳6ヶ月までご継続いただけます。

◎配偶者、こどもコース

本人と同一戸籍に記載されている配偶者とお子さまにご加入いただけます。

なお、配偶者とお子様のご加入年齢範囲は次のとおりです。

（2011年2月1日現在）

- ・配偶者：満16歳以上満69歳6ヶ月以下（ご継続は更新日現在満79歳6ヶ月以下となります）
- ・お子さま：0歳から満22歳6ヶ月以下（ご継続は更新日現在満22歳6ヶ月以下となります）

<配偶者・お子さまのご加入について>

- ・配偶者、お子さまこどもだけのご加入はできません。
- ・本人が死亡または脱退したときは、配偶者、お子さまも同時脱退となります。
- ・配偶者、お子さまの給付金日額、保険金額は、本人の給付金日額、保険金額を超えることはできません。
- ・お子さまを加入させる場合は、加入資格のあるお子さまは全員ご加入ください。

<ご加入にあたっては、パンフレット（加入勧奨資料）を必ずご覧ください>

当合会費 21 万円
 (3 万円×12 ヶ月)
 課税所得金額
 400 万円であれば、
100,000 円
 の節税！

特定退職金共済制度

安心される職場に……

従業員の退職金加入は、法律で義務づけられています

特定退職金共済制度の特色

- (1) 従業員1人あたり、30口(30,000円)まで加入できます。
- (2) 掛金は、全額損金計上できます。従業員の給与にもなりません。
- (3) 中小企業でも大企業なみの退職金制度をもつことができます。
- (4) 将来支払うべき多額の退職金を毎月平均的かつ計画的に準備できます。
- (5) 事業主にとっては、毎月の掛金を支払うだけでよく、極めて手軽な制度です。
- (6) 従業員にとっては、退職金制度が明確化されますので安心して働けます。

また求人に対する強力な武器になります。

◎加入資格

商工会の地区内事業所従業員(年齢満15歳以上70歳未満)。

但し事業主自身・役員(使用人兼務役員を除く)事業主と生計を一にする親族は加入できません。

◎掛金

○掛金は1口1,000円で、1人最高30口30,000円まで加入できます。

○掛金は全額事業主負担です。

○加入口数は、1人30口を限度として増口させることができます。

◎給付金

●退職一時金…被共済者(加入従業員)が退職したとき。

●遺族一時金…被共済者が死亡したとき。

●退職年金…加入期間が10年以上で被共済者が退職し、年金の受給を希望したとき。



■給付金の受取人

給付金の受取人は、被共済者です。(税法上、事業主にはいかなる場合にも、お支払いできません。)

なお、本人死亡のときは労基法施行規則に定める遺族補償の範囲および順位によります。

引受保険会社

(引受割合%)

AIGスター生命保険株式会社(1%)【事務幹事会社】

住友生命保険相互会社(10%)

明治生命保険相互会社(20%)

ソニー生命保険株式会社(27%)

大同生命保険株式会社(10%)

富国生命保険相互会社(31.921%)

第一生命保険相互会社(0.079%)

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）

無担保・無保証人融資

中小企業者の方々にとって、経営上の災難、それは取引先企業の倒産ではないでしょうか。取引先企業の倒産で受ける影響にはいろいろありますが、中でも売掛金債権の回収難が一番の問題です。経営セーフティ共済は、このような困難に直面した中小企業者の方々のお役に立てる制度です。

加入できる方

- 加入できる方は、次の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方です。

業 種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- 企業組合および協業組合
- 事業協同組合、商工組合等で、共同生産、共同販売等の共同事業を行っている場合

毎月の掛金

- 毎月の掛金は、最低5,000円から200,000円までの範囲内（5千円単位）で選べます。
- 加入後、増減額ができます。
（ただし、減額する場合、一定の要件が必要です。）
- 掛金は、総額が最高800万円になるまで積み立てられます。
- 掛金総額が掛金月額40倍に達した後、掛止めもできます。
- 掛金は、税法上損金（法人）、または必要経費（個人）に算入できます。個人事業の場合、事業所得以外の収入（不動産所得等）は掛金の必要経費としての算入が認められませんのでご注意ください。

制度の特色

- 取引先事業者が倒産して売掛金債権等が回収困難となった時に貸付けが受けられます。
- 「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。
※貸付けを受ける際には、倒産した取引先事業者との商取引の内容・方法がわかる書類が必要になります。
- 共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。
ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。
償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。
なお、共済金を繰上償還により完済し、一定の条件を満たす場合には、早期償還手当金をお支払いします。
- 取引先事業者に倒産が生じていなくても、急に資金が必要となった場合、解約手当金の範囲内で貸付けが受けられる「一時貸付金」の制度があります。
- 12か月以上掛金を納付していれば、自己都合の任意解約でも掛金総額の80%以上の解約手当金が受け取れます。



平成23年10月より主な改正点

改正事項	現 行	改正後	実施の時期 （施行日）
①共済事由の拡大	取引停止処分 法的整理	取引停止処分 法的整理 私的整理の一部	平成22年7月1日
②共済金の貸付限度額の引上げ	3,200万円	8,000万円	平成23年10月 までに実施
③掛金の積立限度額の引上げ	320万円	800万円	
④掛金月額の引上げ	8万円	20万円	
⑤償還期間上限の延長	5年	貸付額に応じて設定	
⑥早期償還手当金の創設	—	新設	

※この制度の内容をくわしくお知りになりたい方、および加入申し込みをされる方は、商工会にお申し出下さい。

商工会の新サービスのご案内です

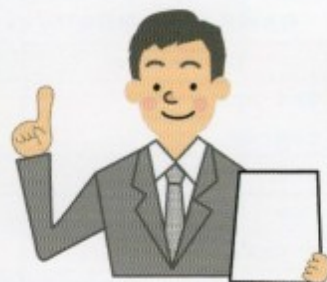
～独立系ファイナンシャルプランナーによる～

事業保険・生命保険個別相談

例えば、事業保険・生命保険に関する

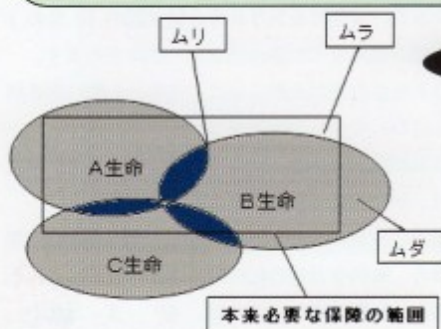
こんなお悩みはございませんか？

- ①保険にはいくつか加入しているものの、もっと上手に利用する方法があるのではないかな？
- ②保険料負担が重い！
- ③保険についても、法律・税務などと同じように、地域密着の専門家から継続的にアドバイスを受けられる体制を作っておけば安心なのだが…



相談無料・秘密厳守

相談員は全員、いずれの保険会社にも属さず、中立公平な立場から民間の保険や生命共済についての実用的ノウハウを提供できる、今話題の独立系ファイナンシャルプランナー、保険コンサルタントなどのスペシャリストです。専門家が皆様のお悩み解決のお手伝いをさせていただきます。



全国商工会経営者休業補償制度（団体所得補償保険）

病 **気** の時も、 **ケ** **ガ** の時も、月々の所得を補償する画期的な制度です。

- | | | | |
|--|--|----------------------------|--|
| 1 52% の割引適用
※団体割引 20%過去の損害率による割引 40%適用 | 2 入院初期費用特約
を付帯できます | 3 ケガも病気も
両方カバー！ | 4 自宅療法※
のみでも支払いOK
※医師の指示による自宅安静療法をさします。
※「奥様安心プラン」「入院初期費用特約」は、
自宅療養は対象外です。 |
| 5 阪神大震災のような
災害事故でも
天災担保で安心！ | 6 職種を問わず
保険料は一律です | 7 自動更新で
平成 24 年度は手間いらず！ | 8 医師の診断も不要で
手続き簡単
※ご加入の際には加入依頼書上の
告知書をご記入いただきます。 |
| 9 最長一年間にわたる
長期補償でさらに安心！ | 10 就業中、業務外、
国内外を問わず
24 時間どこでも安心！ | | |

：ご加入対象

基本契約（所得補償保険）

全国の商工会会員の経営者および従業員の方

奥様安心プラン（家事従事者特約付所得補償保険）

全国の商工会会員の経営者および従業員の配偶者で、

加入時年齢が 64 才までの家事従事者の方

全国商工会 個人情報漏えい保険制度

制度の特徴 ・ 団体割引保険料を適用 ・ 個人情報保護法にも対応 ・ リスク診断サービスを無料提供

◎個人情報漏えい保険制度の概要

全国商工会個人情報漏えい保険制度は、個人が漏えいした場合の日本国内の損害賠償や事故の解決のために費やした費用を補償します。

	概 要	補償内容の具体例
損害賠償に関する補償	法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害	・ 損害賠償金、訴訟費用 ・ 弁護士への着手金、成功報酬等
費用損害に関する補償	事故解決のために要した費用	・ 謝罪広告掲載費用 ・ 見舞品購入費用 ・ お詫び状作成郵送費用 ・ 事故原因調査費用
ご希望により追加できます (オプション) ネットワーク 危険担保特約	コンピューターウイルス等を感染させ、他人の業務を停止させ、損害賠償請求を負った損害	・ 損害賠償金、訴訟費用 ・ 弁護士への着手金、成功報酬等 (本契約は使用人等の故意は対象外です。)

パターン	賠償責任の補償金額	補償損害の保険金額
A	1,000 万円	100 万円
B	3,000 万円	300 万円
C	5,000 万円	500 万円
D	1 億円	1,000 万円
E	3 億円	3,000 万円

(注1) 免責金額は各パターンとも 30 万円です。
(注2) 見舞金・見舞品購入費用は送付先 1 件につき 500 円限度です。
(注3) 費用損害については、損害額に補償上限 30% を適用します。
(注4) 個人情報漏えいし、個人が被害者への損害賠償金以外の各種費用を支出したことにつき、被害者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害については、賠償部分と関係のなく補償額が設定されます。

企業における個人情報漏えい事例

- 食品メーカー……ホームページで、懸賞応募者の個人情報(氏名、住所、電話番号等)が流出。(平成 14 年 8 月、約 4 万 5 千件)
- デパート……顧客政策部の社員がカード会員名簿を信用調査会社に売却。(平成 13 年 8 月、38 万 2 千件)
- 電気通信業……代理店から顧客情報が流出し、名簿屋で販売。(平成 12 年 10 月、3 万件)
- 通信事業者……元社員がコンピュータより顧客情報を抜き出す。見舞として 1 人 500 円の金券を送付。(平成 16 年 2 月、590 万件)
- 自治体……住民基本台帳の住民データが名簿業者に流出。委託業者が流出経路。原告 3 人に対し、1 人 1 万 5000 円の損害賠償金判決。(平成 7 年 5 月、22 万件)
- 自動車整備業……同社が手がけるサービスの顧客情報が、業務委託先の派遣社員の自宅にパソコンで一時的に持ち出された。(平成 16 年 8 月)
- 従業員の犯罪も原則補償
(告知書の内容により補償できない場合があります)
- 個人情報を廃棄したことによる漏えいも補償
- 見舞金費用も補償(1 件 500 円限度)

保険料例

保険期間 1 年/賠償保険金額 1,000 万円
ブランドプロテクト費用 300 万円 自己負担金額(免責金額) 10 万円

業種区分 (業種例)	売 上 高		
	5,000 万円	1 億円	3 億円
情報通信業	30,000 円	30,000 円	66,050 円
不動産業、塾・予備校・ 自動車整備業	30,000 円	30,000 円	47,430 円
一般小売業、飲食店	30,000 円	30,000 円	52,790 円
部品製造業、建築業	30,000 円	30,000 円	30,000 円

(注1) 保険料は告知による割増引適用前の保険料です。ただし、最低保険料は 30,000 円となります。
(注2) 保険料は、業種の種類・売上高・ご契約パターン・告知書による割引等により異なりますので取扱代理店にご確認ください。

[PL 法に対応した商工 3 団体による中小企業会員のための全国制度]

『もしも』の PL 事故に備える保険

中小企業 PL 保険制度

— 中小企業のための専用商品設計による割安な保険料 —

本制度に加入できる方

	資本金・従業員数
小売業	5,000 万円以下または 50 人以下
サービス業	5,000 万円以下または 100 人以下
卸売業	1 億円以下または 100 人以下
製造業その他	3 億円以下または 300 人以下

加入タイプ

次の 4 タイプからお選びください。

加入タイプ	S 型	A 型	B 型	C 型
てん補限度額 (期間中、対人・対物共通)	5,000 万円	1 億円	2 億円	3 億円
自己負担額 (1 請求あたり)	3 万円			

会員の皆様ご存知ですか？

消費生活用製品安全法が 2007 年 5 月 14 日に改定されました。



【リコール費用担保特約】新発売

傷害総合保障共済

共済金の種類と保障内容・タイプ別保障額について

共済金の種類	保 障 内 容	タイプ別保障額							
		Aタイプ		Bタイプ		Cタイプ		Dタイプ	
		満 6 歳以上 満 6 5 歳未満	満 6 5 歳以上 満 7 5 歳未満	満 6 歳以上 満 6 5 歳未満	満 6 5 歳以上 満 7 5 歳未満	満 7 0 歳以上 満 8 5 歳未満	満 8 5 歳以上 満 9 0 歳未満	満 7 0 歳以上 満 8 5 歳未満	満 8 5 歳以上 満 9 0 歳未満
傷害死亡 共 済 金	傷害により、事故の発生の日からその日を 含めて180日以内に死亡したとき	1,000 万円	800 万円	500 万円	400 万円	700 万円	250 万円	350 万円	125 万円
傷害後遺障害 共 済 金	傷害により、事故の発生の日からその日を 含めて180日以内に約款に定める身体障害の 状態（後遺障害）となったとき	10万円～ 1,000 万円	8万円～ 800 万円	5万円～ 500 万円	4万円～ 400 万円	7万円～ 700 万円	25,000円 ～ 250 万円	35,000円 ～ 350 万円	12,500円 ～ 125 万円
傷害入院 共 済 金	傷害により、事故の発生の日からその日を 含めて90日以内に医師の治療を受け入院した とき。ただし給付期間は、同一事故について 事故の発生の日からその日を含めて1年以内 で、入院日数180日が限度	1日につき 8,000円		1日につき 4,000円		1日につき 5,000円	1日につき 2,000円	1日につき 2,500円	1日につき 1,000円
傷害手術 共 済 金	約款に定める所定の手術を 傷害入院期間内に受けたとき	約款に定める支払額 (手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円 のいずれか)		約款に定める支払額 (手術の種類に応じて 25,000円・5万円・ 10万円のいずれか)		約款に定める支払額 (手術の種類に応じて 5万円・10万円・20万円 のいずれか)		約款に定める支払額 (手術の種類に応じて 25,000円・5万円・ 10万円のいずれか)	
傷害通院 共 済 金	傷害により、事故の発生の日からその日を 含めて90日以内に医師の治療を受け、 実日数7日以上通院（往診を含む）を したとき通院実日数の1日目から給付。 ただし給付期間は、同一事故について事故の 発生の日からその日を含めて1年以内で、 通院実日数90日が限度。	1日につき 3,000円		1日につき 1,500円		1日につき 1,500円	—	1日につき 750円	—
疾 病	疾病死亡 共 済 金	疾病により、死亡したとき		30万円	10万円	15万円	5万円	—	—
	疾病入院 共 済 金	疾病により、医師の入院治療を受けたとき。 ただし、継続して30日以上入院したとき		10万円	3万円	5万円	15,000円	—	—
介 護	傷害介護 共 済 金	傷害により、事故の発生の日からその日を 含めて180日以内に約款に定める身体障害の 状態（後遺障害）となり、かつ約款に定める 寝たきりにより介護が必要な状態（後遺障害 による要介護状態）となったとき		50万円		25万円	50万円	20万円	25万円 10万円

タイプ別共済掛金について

- 口座振替
○振替日は27日とします。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日とします。
月払契約の場合
○初回口座振替が不能となった場合は、共済契約は無効となります。
○2回目以降の口座振替が不能となった場合は、振替日の属する月の翌月の振替日に、
再度その月に払い込むべき共済掛金と合わせて、2か月分の共済掛金の口座振替を行います。
○前記の規程による口座振替が不能となった場合は、共済契約は最初の払い込みがなかった
振替日の属する月の1日にさかのぼって、効力を失うものとします。
年払契約の場合
○口座振替が不能となった場合は、共済契約は無効となります。

詳細については、傷害総合保障共済パンフレットをご覧ください。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」（「契約の概要」・「注意喚起情報」）をよくお読みください。
ご加入にあたり、組合員資格についてご確認させていただきます。ご不明な点等がある場合には、取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。

	Aタイプ	Cタイプ	Bタイプ	Dタイプ
月 払	2,000円		1,000円	
年 払	24,000円		12,000円	

自動車事故費用共済

人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。
相手側に対する道義的責任（誠意）についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。
万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが県共済の自動車事故費用共済です。
詳しくは、県共済までお問い合わせください。

■加入車種と共済掛金

車 種	ナ ン バ ー	年共済掛金
1. 自家用乗用自動車	52～・500～・33～・300～	10,000円
2. 自家用軽乗用自動車	50・51・580～	5,500円
3. 自家用普通貨物自動車（2t超）	1～・11・22・100～	17,500円
4. 自家用普通貨物自動車（2t以下）	1～・11・100～	14,500円
5. 自家用小型貨物自動車	44～・400～	10,000円
6. 自家用軽貨物自動車	40・41・480～	5,500円

■共済金の種類と保障内容

1事故につき総額300万円を限度として次のとおりです。

給 付 内 容	共 済 金	摘 要
死亡共済金	300万円	事故の日から180日以内の死亡。
後遺障害共済金	12～300万円	事故の日から180日以内に
入通院 共済金	入院 1日につき 通院 (実通院) 1日につき	事故による傷害のため 医師の治療を受けた場合 〔1事故につき365日または300万円限度、 被害者が複数の場合は、1日18,000円限度〕
対物担保特約 (1事故につき)	30,000円	他人の財物を破損・汚損・滅失させ、 その損害額が2万円以上となったとき（A適用範囲に1限）

医療総合保障共済

「ミニ医療共済・がん共済・しっかり医療ガード」選べる3つのプラン

3つのプランの保障内容と保障額について

共済金の種類		保障内容	3つのプランのタイプ別保障額									
			ミニ医療共済		がん共済		しっかり医療ガード					
			MAタイプ	MBタイプ	GAタイプ	GBタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	Eタイプ	Fタイプ
医療	傷害・疾病入院	けがや病気で入院したときに入院1日目からお支払い ＊入院共済金日額×入院日数 ＊1回の入院支払限度日数は365日	1日あたり 6,000円	1日あたり 4,000円	—	—	1日あたり 6,000円	1日あたり 4,000円	1日あたり 2,000円	1日あたり 6,000円	1日あたり 4,000円	1日あたり 2,000円
	傷害・疾病手術	けがや病気で所定の手術を受けたときにお支払い ＊手術が重複した場合は、倍率の高いいずれか1種類をお支払い	1回あたり 6・12・24万円	1回あたり 4・8・16万円	—	—	1回あたり 6・12・24万円	1回あたり 4・8・16万円	1回あたり 2・4・8万円	1回あたり 6・12・24万円	1回あたり 4・8・16万円	1回あたり 2・4・8万円
特約	重度入院一時金	がん・急性心筋梗塞・脳卒中・脳挫傷・腎臓損傷・内臓損傷のいずれかの状態で入院したときにお支払い	—	—	—	—	—	—	—	60万円	40万円	20万円
	退院後療養	継続して20日以上入院した後、生存退院したときにお支払い	—	—	—	—	—	—	—	6万円	4万円	2万円
がん	がん診断	再発・転移を含め、がんと診断確定したときにお支払い ＊お支払いは、共済期間を通じて1回限り	—	—	180万円	120万円	180万円	120万円	60万円	180万円	120万円	60万円
	がん入院	がん治療を直接目的として入院したときに入院1日目からお支払い ＊がん入院共済金日額×入院日数 (制限なし)	—	—	1日あたり 18,000円	1日あたり 12,000円	1日あたり 18,000円	1日あたり 12,000円	1日あたり 6,000円	1日あたり 18,000円	1日あたり 12,000円	1日あたり 6,000円
	がん手術	がん治療を直接目的として所定の手術を受けたときにお支払い ＊手術が重複した場合は、倍率の高いいずれか1種類をお支払い	—	—	1回あたり 18・36・72万円	1回あたり 12・24・48万円	1回あたり 18・36・72万円	1回あたり 12・24・48万円	1回あたり 6・12・24万円	1回あたり 18・36・72万円	1回あたり 12・24・48万円	1回あたり 6・12・24万円
	がん退院後療養	がん治療を直接目的として継続して20日以上入院した後、生存退院したときにお支払い	—	—	18万円	12万円	18万円	12万円	6万円	18万円	12万円	6万円
	がん通院	がんを継続20日以上入院したとき、入院前60日・退院後180日以内の通院に対してお支払い ＊がん通院共済金日額×通院日数 ＊1回の入院に対する通院支払限度日数は45日	—	—	1日あたり 9,000円	1日あたり 6,000円	1日あたり 9,000円	1日あたり 6,000円	1日あたり 3,000円	1日あたり 9,000円	1日あたり 6,000円	1日あたり 3,000円
特約	がん特定手術	がん治療を直接目的として特定の手術を受けたときにお支払い ＊手術が重複した場合は、いずれか1種類をお支払い	—	—	—	—	—	—	—	90万円	60万円	30万円
特約	葬祭費用	けがや病気で死亡し、親族が葬祭費用を負担したときに実費分をお支払い ＊満99歳までの方が対象	200万円	200万円	200万円	200万円	オプション 200万円	オプション 200万円	オプション 200万円	200万円	200万円	200万円

詳細については、医療総合保障共済パンフレットをご覧ください。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」（「契約の概要」・「注意喚起情報」）をよくお読みください。ご加入にあたり、組合員資格についてご確認させていただきます。ご不明な点等がある場合には、取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。

奈良県火災共済

国や県の積極的な助成のもと、昭和36年に創立した奈良県火災共済協同組合は相互扶助の精神に基づき、安い掛金と早い支払いをモットーとして、不慮の災害から中小工商业者を救済する公的機関として、業界から深い信頼と支援がよせられています。詳しくは、県共済までお問い合わせ下さい。

営利を目的とせぬ県下で唯一の火災共済事業を行なう組合です。

- 共済掛金が安い・・・他の火災保険にくらべて割安です。
- 共済金支払が早い・・・相互扶助の組織ですので契約者の満足のいくよう早く支払います。
- 加入手続は簡単・・・契約加入申込み手続は簡単です。
- 剰余金は契約者へ配当・・・剰余金は契約者に配当されます。
- 補償内容が充実・・・火災、落雷、破裂・爆発、風雪災、物体の落下・衝突、騒ぎょう・労働争議、水ぬれ、盗難、水災、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用、傷害費用、地震火災費用、修理付帯費用、損害防止費用が総合火災共済で担保されます。

お申込みは
最寄りの 商工会 または

奈良県火災共済協同組合
奈良県中小企業共済協同組合
奈良市登大路町38-1（奈良県中小企業会館内）

Info mation

中吉野地区商工会広域協議会

〒638-0041 奈良県吉野郡下市町下市 125

TEL : 0747-52-8717 FAX : 0747-52-8380

nakayoshino@yoshino.or.jp

大淀町商工会

〒638-0821

奈良県吉野郡大淀町下淵 906-1

TEL : 0747-52-9555

FAX : 0747-52-8397

daisyoko@m5.kcn.ne.jp

下市町商工会

〒638-0041

奈良県吉野郡下市町下市 125

TEL : 0747-52-8717

FAX : 0747-52-8380

shimosh1@plum.ocn.ne.jp

黒滝村商工会

〒638-0251

奈良県吉野郡黒滝村寺戸 66-1

TEL : 0747-62-2128

FAX : 0747-62-2763

ksci@m5.kcn.ne.jp

天川村商工会

〒638-0301

奈良県吉野郡天川村川合 319-4

TEL : 0747-63-0818

FAX : 0747-63-0217

tenkawa@m5.kcn.ne.jp